

# 十日市場小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月25日策定  
(令和6年2月8日改訂)

## 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

### いじめの定義 「いじめ防止対策推進法」

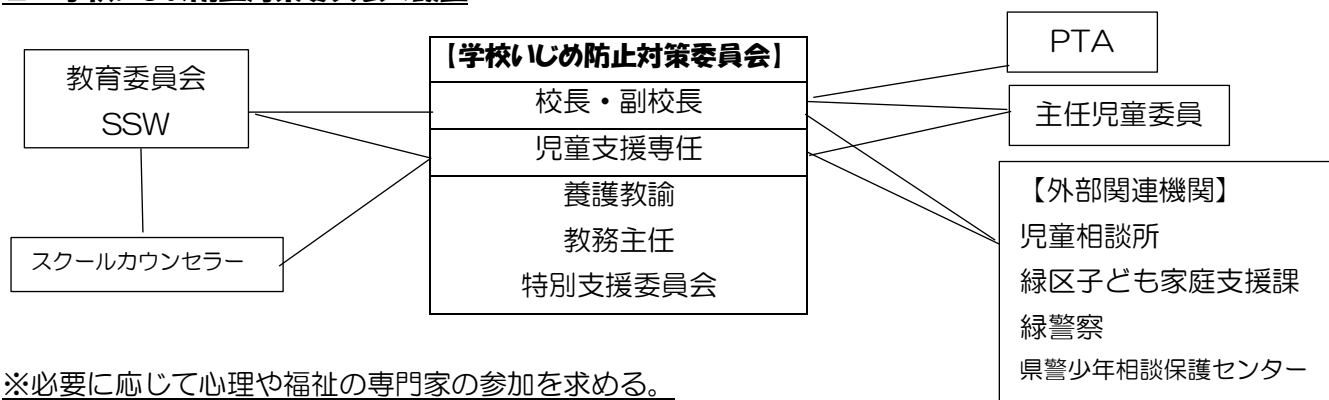
同法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係がある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### <いじめ防止等に向けての基本理念>

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめはどこの学校でも、どの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも、加害者にもなり得る最も身近で深刻な人権侵害である。いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組むことが初めの一步である。そのためには、**一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的にチームとして対応**することが必要である。いじめのない社会実現に向け、必要に応じて関係機関や地域の手も積極的に取り込む、学校、保護者、地域がそれぞれの役割を自覚し、活動することが必要である。

本校の教育目標である「ゆめ・希望・共生 笑顔いっぱい十日市場小」の具現化に向けて、本校の子どもたちだれもが安心して、豊かに学校生活を送れるよう取り組んでいく。

## 2 学校いじめ防止対策委員会の設置



※必要に応じて心理や福祉の専門家の参加を求める。

### <委員会の運営>

- ・【学校いじめ防止対策委員会】を常設し、月1回定期的に開催する。
- ・いじめの疑いのある段階で、直ちに【学校いじめ防止対策委員会】を開催する。
- ・いじめに対して、学校として組織的に対応方針を決定し、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

### <委員会の活動内容>

- ・未然防止
- ・早期発見、事案対処、情報共有
- ・取組の検証

## 3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

### ① いじめの未然防止

- 「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学級、学年、学校全体に醸成していく。
- 学習活動、体験活動、道徳教育、人権講演会等の機会を通して、他者の気持ちを共感的に理解し、自他の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を養う。

- 教師が児童の思いや願いをしっかりと聞き、児童が我慢するのではなく、伝えてもいいと思える環境づくりを行う。
- 児童間の意見の相違があっても、調整し解決していける力等、児童が円滑に**他者とコミュニケーションをとれる能力を育てるために、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」**を活用したり、教師が具体的なアドバイスをしたり、児童がロールプレイを行ったりすることで、実践力をつけさせる。
- 教育活動全体を通じて、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じられる場面を作り、児童の自己有用感が高められるよう努める。
- 児童会活動、学級活動等を通して、児童自らがいじめについて主体的に考え、取り組めるような活動を推進する。**
- インターネット上のいじめを防止するために、**専門家の講演を通して児童及び保護者へ啓発活動**を行う。

## ② いじめの早期発見

- 定期的なアンケート調査、いじめ解決一斉キャンペーン**を実施する。
- 定期的な教育相談を実施する。
- 児童支援専任を窓口に、児童、保護者、教職員がいじめに関して相談できる体制を整備する。
- 職員会議や打ち合わせの時間を活用し、学級から学年、学校全体へと気になる児童の情報を共有できるようにし、支援体制の確認をする。

## ③ いじめに対する処置

- 発見・通報を受けた場合には、速やかに校内の【学校いじめ防止対策委員会】で情報共有、対応方針決定、記録を行う。
- 被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導、支援を行う。
- 加害児童及び保護者へ、事実の確認、今後の指導について共通理解を図る。
- 謝罪や責任を形式的に問うのではなく社会性の向上等、人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- 教職員全体の共通理解の下、保護者の協力を得て、必要に応じて関係機関と連携し、対応に当たる。
- 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

## ④ いじめの解消

### <いじめの解消の要件>

少なくとも、次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① **いじめの行為が少なくとも3カ月（目安）止んでいること。**
- ② **いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。**

- 被害児童への面談、及び保護者への連絡を行い、心身の苦痛がないかを確認する。
- 校内の【学校いじめ防止対策委員会】で情報共有、今後の見守り体制の確認をする。
- いじめにより、欠席をした場合、学習の遅れを取り戻せるよう、支援体制をとる。

## ⑤ 教職員等への研修

- 通級指導教室の教員を講師に、特別支援理解（自閉症理解）の研修を年に1回以上行う。**
- 特別支援全体会で校内での事例をもとに、事例検討**を行う。
- 児童や保護者の思いに寄り添って聞けるように、傾聴訓練を年に1回以上行う。
- インターネット上のいじめを防止するために情報モラル教室を年に1回以上行う。

## ⑥ 学校運営協議会等の活用

- 要保護児童対策協議会で、地域の方から児童の情報を集め、共有できる体制をつくる。
- 中学校ブロックでの情報共有を行い、小中学校が連携し、情報収集や指導にあたるようにする。
- 「十日市場中学校区学地連」及び「十小懇話会」（まちづくり懇話会）を活用し、いじめ問題や学校が抱える問題を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

取組の年間計画（新型コロナウイルス感染症拡大の状況によって、予定を変更する場合あり）

月	活 動 内 容	
4月	児童の引き継ぎ 児童指導研修（年間計画と児童指導の共通理解）	入学式、学年集会、学校 便りで基本方針説明 家庭訪問
5月	人権学習「ちくちく言葉 ふわふわ言葉」 個別の指導計画・個別の教育支援計画作成 いじめ解決のための生活アンケート（記名式）	学校家庭地域連絡協議会
6月	Y-P プログラム実施 地域との共有 情報モラル教室	地区懇談会 土曜参観日
7月	夏休み補習タイム 地域との共有 個別の教育支援計画の確認、修正 十中ブロック子ども会議	十小懇話会① 個人懇談 地域パトロール
8月	児童指導研修、特別支援理解研修 横浜こども会議	
9月	学校評価アンケート	
10月	児童指導強化週間 Y-P プログラム実施	
11月	いじめ解決のための生活アンケート（無記名式）	学校を開く週間
12月	人権週間、人権講演会、職員人権研修	希望懇談
1月	学校経営計画改定会議	入学説明会（携帯電話等 の情報提供）
2月	地域との共有 個別の教育支援計画（保護者と共有）	十小懇話会② 学級懇談会
3月	幼保小による新一年生の入学へ向けた連携 次年度への引き継ぎ準備 卒業生について中学校への引き継ぎ	
年間	いじめ防止対策委員会（月1回、随時） 緑区生徒指導児童支援専任協議会（月1回）で中学校区情報共有	

#### 4 重大事態への対処

##### <重大事態の定義>

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

##### <発生の報告>

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

#### 5 いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回（年度末）点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。